

# 【保存版】

保護者の皆さま

茨木市立春日丘小学校

## 自然災害時の措置について

茨木市では、地震の発生や気象警報等が発表された場合について、次のように定めています。

### 【地震発生時の措置】

- ◎ 震度5弱以上の地震が発生した場合
- ・ 始業前に発生 → 臨時休業（登校中の場合は、学校へ向かう）
  - ・ 授業中に発生 → 授業中止  
（学校で待機し、保護者[緊急時児童を世話して下さる方]への引き渡しとします）
  - ・ 下校時に発生 → 自宅へ向かう  
（学校に残っている児童は、学校で待機し、保護者への引き渡しを行います）

- ◎ 震度4以下の地震が発生した場合
- 学校施設の被害状況、通学路の安全状況により、臨時休業の措置をとるかどうかが判断しますので、臨時休業の連絡がない限り登校します。

※臨時休業の期間は、被害状況により異なるため、学校より連絡します。

### 【気象警報等発表・発令時の措置】

- ◎ 茨木市に『暴風警報』『特別警報（大雨・大雪・暴風・暴風雪）』

- ◎ 春日丘小学校区に『避難勧告』『避難指示（緊急）』

上記のいずれかが発表・発令された場合、次の措置をとります。

- ① 午前7時の時点で、発表・発令されている場合  
自宅待機し、その後のニュースに気をつけてください。
- ② 午前9時までに解除された場合  
解除された時点で、増水箇所等安全に注意しながら集団登校  
※給食があります。（弁当はいりません）
- ③ 午前9時の時点で引き続き発表・発令されている場合  
臨時休業（登校させないでください）[学童保育室も閉室です]

※登校後に『暴風警報』等が発表・発令された場合は、通学路の安全や風雨の強さなどから判断し、帰宅（下校）措置または保護措置を行います。